

平成十八年四月十一日提出  
質問第二一八号

国会答弁における偽計に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 国会答弁における偽計に関する質問主意書

### 一 偽計の定義如何。

二 国務大臣もしくは政府参考人が偽計を用いて国会審議における答弁（質問主意書に対する答弁を含む。）を行うことは認められているか。認められているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務大臣もしくは外務省職員が、外務省の退職者に虚偽を事実であると証言することを求め、その虚偽の内容を事実として外務大臣もしくは政府参考人が国会審議において答弁すること（質問主意書に対する答弁を含む。）は認められているか。認められているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

四 二〇〇〇年以降、三の事例があるか。あるならば具体的事例を明らかにされたい。

五 外務省職員の不祥事に関し、外務省が事実関係について把握しているにもかかわらず、外務大臣もしくは政府参考人が国会審議において、「お尋ねの事実関係については確認されていない。」旨の答弁をすること（質問主意書に対する答弁を含む。）は認められているか。認められているとするならば、その法令

上の根拠を明らかにされたい。

六 二〇〇五年以降、五の事例があるか。あるならば具体的事例を明らかにされたい。  
右質問する。